

■各事業手法の比較整理表

事業方式	概要	資金調達	設計	施工	維持管理	施設所有	市の意向, 市民意見の反映	財政負担の抑制	地域経済への波及効果	事業期間	その他	主な特徴
直接建設方式 (従来方式)	市が設計, 施工, 維持管理をそれぞれ別々に委託や請負契約により発注する方式	市	市	市	市	市	<ul style="list-style-type: none"> 各段階での発注となるため市の意向や市民意見を反映しやすく設計変更に対する柔軟性がある 	<ul style="list-style-type: none"> PFI等の民間資本を活用する場合に比べ事業費全体のコスト削減の可能性が低い 起債部分の平準化が可能 補助金等の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入可能性が高く, また分離発注によって地元企業の参入機会を増やすことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業として一般的な方式であり事業の見通しは立てやすいが事業期間の短縮が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を市が所有するため施設改変が容易であり, 非常時の運営も柔軟な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入可能性が高い 起債での資金調達により, 財政負担の平準化が可能 事業期間の見通しは立てやすいが, 期間の短縮が難しい 発注後の市や市民の意向の反映が可能 事業費全体のコスト削減の可能性が低い
直接建設方式 (DB方式)	市が設計と施工を同時に発注し, 維持管理は別に選定し, それぞれ別々に委託や請負契約により発注する方式	市	市	市	市	市	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注, 性能発注のため発注後に市の意向や市民意見の反映が難しく設計変更に対応できない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 設計, 建設を一括して行うことで従来方式に比べ事業費が削減できる可能性がある 起債部分の平準化が可能 補助金等の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入可能性が見込めるが発注の細分化ができないため, 地元企業の参入機会に限られる 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定の手続きに時間を要するが, 設計期間が短縮でき, 事業期間は従来方式より短縮できる 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を市が所有するため施設改変が容易であり, 非常時の運営も柔軟な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入可能性が見込める 起債での資金調達により, 財政負担の平準化が可能 事業者選定の手続きに時間を要するが, 設計期間が短縮でき, 従来方式より事業期間の短縮が可能 発注後の市や市民の意向の反映が難しい 設計, 建設を一括して行うことで従来方式に比べ事業費が削減できる可能性がある
PFI方式 (BT0)	民間事業者が設計・施工を行い, 所有権を市に移転した後で, 民間事業者が維持管理を行う方式	民間	民間	民間	民間	市	<ul style="list-style-type: none"> 一括発注, 性能発注のため発注後に市の意向や市民意見の反映が難しく設計変更に対応できない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウが発揮される余地が大きい場合, 事業費全体を削減できる可能性が高いが収益要素が見込めない場合には, 事業費が削減できる可能性が小さい 事業費の全てを対象に割賦での平準化が可能 補助金等の活用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入を事業者応募条件にすることで共同事業者の一員としての参入が可能だが事業ノウハウや資金調達力等の総合力を要するため大手企業主導になりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業に基づく事業者の選定を行うため事業者選定の期間が長期化する可能性があるが, 一括発注となるため整備期間の短縮が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を市が所有するため施設改変が容易であるが, 民間が運営するため非常時に柔軟な対応が難しい 市と金融機関による直接協定等で事業者が破綻した場合の対応を担保することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の参入可能性が低く, 大手企業主導になりやすい 民間のノウハウが発揮される余地が大きい場合, 事業費全体を削減する可能性が高いが, 収益要素が見込めない場合には, 効果が限定的 起債より資金調達金利が高い傾向にある 発注後の市や市民の意向の反映が難しい 事業者選定の手続きに時間を要するが, 整備期間の短縮は可能 市と金融機関による直接協定等で事業者が破綻した場合の対応を担保することが可能

◎：優れている ○：良好 △：課題あり

市庁舎整備調査特別委員会 中間報告書

平成 27 年第 2 回定例会において、本特別委員会に付託された市庁舎整備に関する調査について、次のとおり中間報告をする。

平成 27 年 12 月 11 日

旭川市議会
議長 塩尻 伸 司 様

市庁舎整備調査特別委員会
委員長 笠木 かおる

1 現在までの調査経過

平成27年7月3日から平成27年12月11日までの間、都合7回にわたり本特別委員会を開催し、慎重に調査を行った。

委員会の開催状況

開催年月日	調 査 概 要
平成27年7月3日 第1回委員会	1 調査目的の確認 2 代表者会議の設置
平成27年8月5日 第2回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討 ・庁舎整備検討スケジュール ・庁舎整備に係る関係団体との意見交換 2 資料要求 ・中野，上村両委員から資料要求があった。
平成27年9月7日 第3回委員会	1 理事者から説明 ・旭川市庁舎整備タウンミーティング開催報告 ・旭川市庁舎整備検討審議会への諮問 ・旭川市庁舎整備に関する市民アンケート結果 ・関係団体からの意見及び意見交換最終報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，金谷各委員から質疑があった。 3 資料要求 ・上村委員から資料要求があった。
平成27年9月8日 第4回委員会	1 質疑 ・久保，福居，高木，室井，小松，松家各委員から質疑があった。
平成27年10月27日 第5回委員会	1 理事者から説明 ・庁舎整備に係る職員アンケート結果 ・旭川市庁舎整備シールアンケート結果報告 2 質疑 ・上村，白鳥，中野，のとや，久保，金谷各委員から質疑があった。
平成27年10月28日 第6回委員会	1 質疑 ・福居，松家，室井，小松各委員から質疑があった。
平成27年12月11日 第7回委員会	1 議長宛て中間報告書及び委員長口頭中間報告案の決定

2 調査の中間報告

市庁舎整備に係る基本構想は、市民にも多様な考え方がある中、今後の旭川市のまちづくりにおいて大きな影響を及ぼす事業構想であることから、その策定に当たっては、市民の意見はもとより、本委員会での以下の意見等を十分に踏まえ、丁寧かつ慎重に進めていくべきである。

- 1 庁舎整備の必要性については、老朽化、狭隘化に加え、何より耐震性が著しく不足していることから早急に整備が必要であり、また、改築整備による事業費についても相当額を要することから、新庁舎建設による整備が最も望ましいものであること。
- 2 新庁舎の基本理念については、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」とあるが、具体的にどのような機能を備えた庁舎を目指すのか、シビックセンターの意義、附帯すべき機能などを精査、検討し、基本構想の中で丁寧に説明していくこと。
- 3 新庁舎が備えるべき機能と役割については、観光等の情報発信、ワンストップサービスなどの市民サービスの向上はもとより、防災拠点、市民交流の場など、市民の安全・安心な暮らしに十分寄与するものであること。
- 4 新庁舎の規模等については、過去、政策的にあえて庁舎を分散させてきた経過もあることから、財政負担なども考慮の上で分散型配置の可能性や、段階的な整備手法も含め、さらに検討すべきであること。
- 5 新庁舎の建設場所については、本委員会としては現庁舎エリアがふさわしいとの意見が大勢を占めた。今後、庁舎建設によって生じるまちづくりへの影響などを慎重に検討の上、建設場所を選定すること。
- 6 その他事項として、市民文化会館の今後のあり方については庁舎建設に密接に関連することからあわせて検討すること、建設手法については市の直接建設方式が望ましいこと、建てかえについては地元企業の受注機会にも配慮すること、建設時期については東京オリンピックと時期が重なれば資材等の高騰などが予想されることから慎重に検討すること、また、事業費については過度な将来負担を残さないようにすること。

との意見の集約を見た。

なお、本調査中間報告取りまとめに際し、各会派及び無所属委員から別紙のとおり意見が示された。

(別紙)

市庁舎整備調査特別委員会における各党派及び無所属委員の意見

【自民党・市民会議】

1 庁舎建設の必要性

建築後 5 7 年を経過し、機能面のみならず耐震強度の面からも課題がある。安全、安心のまちづくりを標榜する旭川市として、災害時に倒壊リスクがあるとされていることから早期の建てかえが必要である。

2 新庁舎の基本理念

「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」との基本理念の考え方には賛同するものの、これまで具体的に説明されてきたような商工会議所や社会福祉協議会の入居だけで、こうした考え方になるものとは思えない。改めてシビックセンターの意義、附帯すべき機能を再検討すべきである。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

基本的には、市民サービスの点から、ワンストップサービスや相談機能の連携がスムーズで利用しやすい庁舎であるべきである。また、シビックセンターの機能としては、市民の祝祭の場ともなり得るアッシュアトリウムのような屋内型のイベントスペース、市民が利用できる会議スペース・カフェスペース、子育て支援機能と一体になった子ども図書館や学生達が集える学習スペースなども検討すべきである。さらには、身体・視覚・聴覚障害者に配慮された設計が望ましい。

4 新庁舎の規模

窓口機能などの集約は必要であり、一定の規模は必要である。しかし、今後、庁舎として将来にわたり必要となる規模が想定しづらい中、現在ある部署を全て集約するために大規模とすることは避けるべきである。これまで、政策的に分離してきた部署については、現在要している賃料に基づく将来負担額を精査の上で、今後、段階的な集約も想定するなど、市民の利便性を損なわない形での分散型配置も許容すべきである。

5 新庁舎の建設場所

現庁舎周辺エリアでの建設を望む意見と買物公園エリアでの建設を望む意見が併存している。いずれにしても、市長において、庁舎建設によって生じる中心市街地活性化など今後のまちづくりへの影響を慎重に検討の上、建設場所を選定すべきである。

6 その他（建設費の財源など基本構想策定に当たり検討すべき事項等）

旭川らしい庁舎の建設は必要であるが、中長期的に見ても限られた財源の中での建設とならざるを得ない。よって、デザイン性や造形の点で過大な投資となるような庁舎建設は避けるべきである。一方、他都市の事例も参考に可能な限り、旭川の特徴を生かし、木材を活用した庁舎の建設も検討すべきである。

【民主・市民連合】

1 庁舎建設の必要性

耐震性が著しく不足していることから、早急なる整備が必要と考える。

2 新庁舎の基本理念

整備に伴っては、周辺に分散している庁舎の集約により行政事務の効率化と市民の利便性（ワンストップサービス等）の向上を図り、加えて狭隘化の解消による利用しやすく質の高いサービスを提供するとともに、多くの人でにぎわうシビックセンターを目指す。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

市民が集う市民交流スペースに加え、市の魅力、観光案内など情報発信機能、災害時における防災拠点の役割を果たす。

4 新庁舎の規模

庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料にある平成30年度の職員数などから算定した想定規模が妥当である。ただし、シビックセンターとしての機能の充実及び民間窓口機能によっては若干の規模の修正が必要である。

5 新庁舎の建設場所

建設場所においては、各候補地で特色、評価が分かれるが、現庁舎完成から50年以上経過していることから、「広く市民から認知されていること」、「第二庁舎が活用でき、駐車場が確保できること」など、現庁舎周辺が望ましい。

6 その他

- ・建設候補地の決定によるが、現庁舎周辺での整備の場合は、可能な限り現庁舎の有効活用を検討する。あわせて、市民文化会館の将来的なあり方についても検討する。
- ・建設費用については、将来に過度な負担を残さないことが重要である。また、建設時期においても、東京オリンピックなどを鑑み、慎重に判断することが重要である。
- ・事業手法については、さまざま検討した結果「直接建設方式」が望ましいと考える。
- ・現総合庁舎においては、日本建築学会賞を受賞しているほか、2003年に日本におけるモダン・ムーブメントの建築に選ばれた経緯もあることから、新庁舎完成後の解体については慎重に検討する。
- ・新庁舎の外観デザインについては、「彫刻のまち」「家具（木材）のまち」にふさわしい旭川市のイメージを象徴する斬新なデザインにより、観光客等が訪れるシンボリックな庁舎を目指す。

【公明党】

1 庁舎建設の必要性

平成25年10月18日から11月8日の間で実施された、市庁舎整備に関する市民アンケートによると、「現総合庁舎を建て替えた方がよい」など肯定的な意見が74.6%との結果が示されている。また、平成27年7月29日から8月8日の間で4回にわたり行われたタウンミーティングでも、説明を聞いた上での庁舎整備の必要性について、「そう思う」「どちらかというと思う」との回答が合わせて92.5%となり、9割以上の方が肯定的な見解を示し、その理由を見ると「耐震性の向上」が最も多い。次いで、「集約化の為」を理由とするものが多く、現在5カ所に分散している庁舎機能を不便に感じるという市民意識をあらわす結果とも言える。

最大の課題となっている総合庁舎の耐震性については、平成9年に耐震診断を行っているが、当該庁舎の判定は最小値でI s値0.004との結果が示されており、地震による建物の倒壊の危険性が高く、東日本大震災の教訓からも災害発生時において、庁舎機能を維持することは市民生活を守るためにも重要施策と考える。検討審議会や特別委員会での質疑を見ても、新庁舎建設の必要性は十分にあると考える。

2 新庁舎の基本理念

基本理念の前文で述べられている、本格的な少子高齢・人口減少社会の進行から発生する課題への対応や、多様な市民活動を支援し、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれるとともに、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという部分は理解できるものの、突然、最後には、「こうしたことから、庁舎整備の基本理念を、市民でにぎわい、親しまれるシビックセンターとしました」と結ばれている。市としてのシビックセンターに対する考え方が説明されておらず、また、平成27年9月7日の市庁舎整備調査特別委員会での質疑でも、一般的なシビックセンターという理解の上から、市長公約となったシビックセンターの考え方について質問したが、明確な答弁は得られなかった。

基本構想策定に向けた検討資料で示している新庁舎の規模や機能が、市としてイメージするシビックセンターというものなのか、基本理念の中でしっかりと説明するべきであり、具体的な考え方を示せないのであれば、市民に誤解を与えるものであり表現を改めるべきである。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

新庁舎整備に当たっての大前提は、耐震性にすぐれた防災拠点機能の充実を図ることにより、安全、安心な庁舎を目指すことであると考えられる。その上で、災害時においても、事業継続可能な設備などのバックアップ機能の確かな整備とともに、庁舎内のセキュリティー機能の強化を図るべきである。

以下、市民のための「具体的な庁舎機能と役割」を挙げる。

- (1) さまざまな行政サービスの提供や手続を完結できる総合窓口機能として、トータルサポートやワンストップサービスを確立すること。
- (2) 省エネルギー化に努めるとともに、新エネルギーを導入し、電気や熱源の自給自足化を図るために太陽光発電や地中熱、雪氷冷熱等を活用した空調を整備すること。
- (3) 障害者や高齢者を初め、誰もが利用しやすいようバリアフリーに配慮したユニバーサルデザインを導入し、市民に優しい庁舎にすること。
- (4) 本庁舎の利便性機能として、展望スペースの設置や休憩もできるロビーの設置を含め、市民や職員にとっても利用しやすい食堂や売店・コンビニなどを設置すること。また、市民交流機能として、多目的利用が可能な「市民交流スペース」や、屋外においても「市民交流の広場」を設けるなど、市民に親しまれる庁舎を目指すこと。

4 新庁舎の規模

庁舎整備に関する市民アンケートでは、集約型大規模庁舎という意見が46.4%であり、また、市内4会場で実施されたタウンミーティング来場者アンケートでも、「集約できる庁舎の規模」という意見が53.8%だった結果を見ると、これまでの大きな課題の一つであった庁舎の狭隘化、分散化を解消してほしいという市民意見のあらわれだったのではないかと思う。

一方で、新庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料では、将来の推計人口が示されており、策定中の第8次旭川市総合計画の計画期間である平成39年度の推計人口31万2千人をもとに、客観的な規模の算定を行っている。当該検討資料や庁舎整備に係る関係団体との意見交換最終報告書の中でも、主な意見として「人口が減っても、単純に職員の業務量が減るわけではない」との記述が示されているなど、職員数と庁舎規模については相関関係を有していると思われるので、当面において、極端な人口減少が予想されていないということを踏まえると、一定の目標を設定し、新庁舎の規模を算定する必要があると思う。

したがって、これまでに受けとめてきた多くの市民要望を実現するためにも、基本構想策定に向けた検討資料で示されている3万7千平方メートル規模程度の新庁舎を整備する必要があると考える。

5 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設に当たっては、何よりも、市民に広く理解される事業としていかなくってはならない。そのような視点から、これまでの市民意見をまとめたアンケート等の資料を見てみると、最も多くの意見が集中しているのが現庁舎周辺エリアとなっており、平成25年10月に実施した市民アンケートでは53.8%の方が、そして、タウンミー

ティング来場者アンケートでは、実に64.2%の方が現庁舎周辺エリアを望むという結果になっている。また、現庁舎周辺は防災性が高く、ハザードマップ上でも浸水のおそれもなく、交通アクセス性もよい。さらに、市民にも親しまれているエリアとなっている。加えて、現庁舎エリアは、中心市街地活性化基本計画を初め、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性も高いということが検討資料に示されている。

したがって、新庁舎の建設場所に最も適した候補地は、現庁舎周辺エリアと判断する。(検討審議会でも現庁舎エリアが最適との意見が大勢であった)

6 その他（建設費の財源など基本構想策定に当たり検討すべき事項等）

- (1) 新庁舎建設に当たっては、早急に担当部局の新設を検討すること。
- (2) 基本構想策定に当たっては、まとめとして、市庁舎を訪れる方などを対象とし、再度アンケート調査を実施すること。
- (3) 新庁舎建設場所が現庁舎エリアに決定した際は、旭川市民文化会館も含めた整備を実施し、複合施設とする検討を進めること。
- (4) 基本構想の策定に当たっては、庁舎建設事業費の上限額を定め、庁舎建設整備基金の積み立て目標を示すこと。
- (5) 2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの影響により建設資材や人件費の高騰などが予想されることから、基本構想の策定段階から建設工事着手の時期については十分な検討を行うこと。

【日本共産党】

【庁舎整備についての基本的考え方】

- 1 市庁舎整備の必要性については、市庁舎の現状が老朽化、狭隘化、分散化の状態にあり、また、総合庁舎の耐震性能については、市庁舎に求められている I s 値（構造耐震指標）を大きく下回っている状況にあることから、庁舎整備が必要であると考ええる。
- 2 整備の方向性については、総合庁舎、第三庁舎が相当の築年数を経過しており、改築した場合でも相当の事業費を要することが見込まれ、建てかえする方向が望ましいと考える。
- 3 新庁舎の立地場所については、用地の規模と立地場所から見て現庁舎エリアが最もふさわしいものとする。
- 4 新庁舎の建てかえに際しては、厳しい財政事情を直視して事業費を必要最小限度に抑えるべきと考える。また、新庁舎の機能を必要最小限にしようとするならば、いわゆるランドマークの庁舎を追求すべきではないし、商工会議所や社会福祉協議会等の民間機能の入所を考えるべきではない。
- 5 基本構想においては、庁舎整備が財政に及ぼす影響及び財政見通しを示すべきである。

【庁舎建てかえの規模と手法について】

- 6 将来の人口減少と職員数の減少を考えたとき、分散している水道局以外の行政機能を第二庁舎と建てかえ庁舎とに一気に集約することは、経済効率から見て妥当ではないと考える。また、政策的に分散させてきた経緯があることも考慮すべきと考える。
- 7 庁舎建設は、東日本大震災の復興や東京オリンピックの開催と時期が重なることから、資材の高騰による影響が想定される。また、財政事情から見ても一気に2万平方メートル以上の建設に着手するのではなく、第1期工事、第2期工事に分けることを検討すべきである。その際、第1期工事を現第三庁舎エリアとし、第2期工事は現総合庁舎エリアに分けることも検討すべきである。
- 8 庁舎の建てかえの立地、規模を決定する際には、市民文化会館の今後のあり方についても密接に関連することから、その整備の方向についても明らかにすべきである。
- 9 事業手法については、市の直接建設方式が最も適した手法と考える。

【検討の手法や情報開示と市民理解】

- 10 新庁舎の規模は、2013年1月策定の「庁舎整備検討委員会最終報告」にある「庁舎を集約した場合、市民サービスや行政効率などの機能面で優れている一方で、財政的負担も大きくなる」との認識を踏まえた検討と提案が必要である。
- 11 基本構想の策定においては、積極的に検討素材と情報を開示するとともに、市民に理解を得られるように努力すべきである。

【無所属 久保あつこ委員】

1 庁舎建設の必要性

現総合庁舎は耐震基準を満たしていないことから、新庁舎建設は必要と考える。

2 新庁舎の基本理念

「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」でよいと考えるが、シビックセンターとしての機能については、特別な施設を併設するのではなく、①会議室等を市民と共用する、②市民課窓口に子どものためのスペースを設けるなど、庁舎を市民に開放していく方向で検討すべき。

3 新庁舎が備えるべき機能と役割

市庁舎が果たすべき機能と役割は、市民生活にかかわる公的サービスを提供すること、まちづくりの中心的役割を担うこと、行政事務の遂行、議会、災害時の拠点などさまざまな機能と役割が求められるところではあるが、今回の新庁舎整備に関しては、まずは、「市民生活にかかわる公的サービスを提供する機能と役割」を最優先し、その他は財政等を考慮し、場所や規模などを検討する過程で総合的に決めるべきと考える。

4 新庁舎の規模

- (1) まずは、「市民生活にかかわる公的サービスをワンストップで提供するための機能を備える」ための整備を最優先した規模とすべきであり、その他の機能は可能な限り分散することを検討すべき。
- (2) 庁舎は、建設完了後約60年間は使用することから、今後70年間の人口減少とそれに伴う職員数の減少を見据えた規模とすべき。
- (3) 総務省の基準については、あくまでも基準ということなので、市独自の検討を行い、規模を算定すべき。
- (4) 上記のことを踏まえ、財政負担に配慮して規模を検討すべき。
- (5) 地元企業が受注できる規模とすべき。

5 新庁舎の建設場所

- (1) 新庁舎は、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」であるとともに、新庁舎があることでまちににぎわいを創出できる役割も同時に果たすべきと考えることから、買物公園に建設すべき。
- (2) 「市民生活にかかわる公的サービスをワンストップで提供するための機能」以外の機能を担う庁舎は、第二庁舎と現総合庁舎1、2階部分及び議会棟の継続使用や賃貸ビルの活用を検討すべき。

- (3) 場所の選定に当たっては、完成後の利便性を第一に考えることは当然であるが、建設時における代替施設の場所や経費等に配慮して決定すべき。

6 その他

(1) 市の説明不足について

(7) 庁舎整備検討審議会や委員会での審議は、平成27年3月に示された「旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料」をもとに行われている。資料では買物公園の建設場所は旧須貝ビル跡地のみとなっているが、資料が示された後に民間団体からの申し出があり、委員会質疑では、「買物公園に建設する場合は、旧須貝ビル跡地のみでなく1区画全体に建設することを視野に入れている」という答弁があったにもかかわらず、その内容やシミュレーションは全く示されていない。1区画全体を使う場合のシミュレーションを提示すべき。

(4) 庁内6部長を委員とした内部検討組織である「庁舎整備検討委員会最終報告」（平成25年1月）において「規模は2万平方メートルから2万5千平方メートルの庁舎を想定」としながら、平成27年3月の「旭川市庁舎整備基本構想策定に向けた検討資料」では「3万7千平方メートル」となったことの原因とその経緯を明確に示すべき。

(2) 市民文化会館の改修について

市民文化会館は、現在のように小規模改修を続けていっても、約10年後には大規模改修かまたは改築を検討しなければならない。大ホールの稼働日数は、毎年おおむね200日であり、今後も必要な施設と思われるので、新庁舎整備と連動して検討すべきと考える。市民文化会館の改築等を視野に入れた資料を市は提出すべき。

(3) 事業手法と財源について

事業手法と財源については、買物公園と現庁舎付近とは全く違って来るはずであるが、検討に値する資料を市は示していない。本市の厳しい財政状況を考えれば、何よりも重要である事業手法と財源見通しをまずは示すべき。

(4) 基本構想策定には時間をかけるべき

今回、1から5について現時点での考えを意見としてまとめたが、新庁舎は、今後まちづくりに与える影響が大きいことから、上記のような市の説明不足という状態で、規模や場所を特定することは非常に難しい。市は年度内に基本構想案の策定を目指すとしているが、不十分な市の説明を前提としたこれまでの議論のみで結論を急ぐのはいかななものかと考える。よって、市は検討に必要な資料を十分に示した上で再度市民に諮るべきであり、基本構想案の策定は急がずもっと時間をかけて検討すべき。

【無所属 金谷美奈子委員】

- 1 庁舎建設の必要性
耐震性や老朽化の点から建設は必要である。
- 2 新庁舎の基本理念
シビックセンターについては見直しが必要である。
- 3 新庁舎が備えるべき機能と役割
基本方針の一部に、新庁舎の規模と連動した内容の見直しが必要である。
- 4 新庁舎の規模
社会福祉協議会や商工会議所の面積は算定せず、必要最小限とすべきである。
- 5 新庁舎の建設場所
現庁舎周辺エリアとすべきである。
- 6 その他
直接建設方式とし、既存のリース方式も検討に加えるべきである。

答 申 書

旭川市庁舎整備基本構想について

旭川市庁舎整備検討審議会

目 次

1	当審議会の役割	1
2	各項目に関する審議の経過	
	(1) 庁舎建設の必要性について	1
	(2) 新庁舎の基本理念について	2
	(3) 新庁舎が備えるべき機能と役割について	3
	(4) 新庁舎の規模について	3
	(5) 新庁舎の建設場所について	5
3	まとめ	6
4	おわりに	7
	【資料】	
	旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿	8
	旭川市庁舎整備検討審議会検討経過	9

1 当審議会の役割

当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成27年3月25日条例第11号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、平成27年8月19日に第1回審議会を開催、以後、6回の会議を開催しました。

第1回審議会では、市長から、「旭川市庁舎整備基本構想について」諮問があり、新庁舎の建設に関する以下の5つの基本的事項についての意見を求められました。

- (1) 庁舎建設の必要性
- (2) 新庁舎の基本理念
- (3) 新庁舎が備えるべき機能と役割
- (4) 新庁舎の規模
- (5) 新庁舎の建設場所

当審議会では、市から提出のあった資料を基に審議を重ね、それぞれの項目について以下のとおり意見をとりまとめました。

2 各項目に関する審議の経過

(1) 庁舎建設の必要性について

市からの資料によると、現在の庁舎は

- ① 耐震性の不足（総合庁舎及び第三庁舎）
- ② 庁舎の分散化（現在、6か所）
- ③ 庁舎の狭隘化
- ④ 庁舎の老朽化
- ⑤ 災害発生時に必要な機能の不足
- ⑥ 駐車場の不足

等、多くの課題を抱えた状況となっています。

当審議会では、これらの課題について審議を行ったところ、市から示された様々な課題については、各委員がほぼ同様の認識を持っており、特に、庁舎の耐震性の不足や庁舎の分散化といった、市民に直接影響のある項目については、課題解決に向けた対策が必要であるとの意見が多く出されました。

その結果、当審議会としては全委員一致で、現庁舎が抱える様々な課題を解決するためには、新しい庁舎の建設が必要であるという結論に至りました。

(2) 新庁舎の基本理念について

ア 新庁舎の基本理念

新庁舎の基本理念については、市から「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」として整備するという案が示されました。

当審議会において、この案を基に審議した結果、これからの庁舎は、届出などの必要な手続きを行う窓口業務や職員の執務空間としての機能を持つだけでなく、市民に対し日常的な各種行政サービスを提供すること、また、多様な市民活動を支援し市民の交流を図ること等、市民や住民組織、NPOなど、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれる場所になること、すなわち、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという点で、市の案には全委員が賛同しました。ただ、基本理念の中に用いられている「シビックセンター」という言葉は、市役所が本来持つ行政機能に加えて、市民活動や文化活動に使われる場が一体となった複合的施設を表すものであることが、市民にわかりにくいのではないかという意見が出されました。

その結果、当審議会としては、市の示した「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」を基本理念とすることは妥当とするが、「シビックセンター」という言葉については、市民が理解しやすい説明を加えるなど、基本構想策定に当たって一層の工夫を求めるという結論に至りました。

イ 新庁舎整備の基本方針

基本理念の実現に向けて、市からは以下の8つの基本方針が案として示されました。

- 基本方針 1 利用しやすい庁舎
- 基本方針 2 親しまれる庁舎
- 基本方針 3 まちづくりの中心となる庁舎
- 基本方針 4 機能的・効率的な庁舎
- 基本方針 5 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会
- 基本方針 6 安全・安心な庁舎
- 基本方針 7 人にやさしい庁舎（社会環境）
- 基本方針 8 地球にやさしい庁舎（自然環境）

当審議会において、基本理念と合わせて、基本方針についての審議も行ったところ、それぞれの基本方針が示す内容については賛同する意見が多く出され、いずれについても、基本理念を達成するための基本方針として妥当であるという結論で一致しました。なお、委員から出された以下の意見についても、基本方針に盛り込むことができないか審議をいたしました。

- ① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。
- ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。
- ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も掲げたい。

その結果、いずれの意見についても、広い意味で「基本方針 3 まちづくりの中心となる庁舎」に包含される内容であると思われるが、市の提示案には明確に示されていないので、基本方針 3 の表現にそのような観点を盛り込むよう求めることにいたしました。

（３）新庁舎が備えるべき機能と役割について

新庁舎に求められる機能については、市から基本方針ごとに必要と考えられる主な機能と想定される整備事例が案として示されたほか、他都市の整備事例が資料で示されました。

当審議会において、これらを基に、新庁舎がどのような機能を持つべきかについて意見交換を行ったところ、概ね、市が示した機能と同様の、又は類似する意見が出されました。

その後、改めて、市が示した案の中で強調すべき部分、あるいは、削除すべき部分がないか審議を行いました。市の案には、必要な機能がほぼ網羅されており、当審議会として、特段の意見を加える必要はないと考え、新庁舎が備えるべき機能と役割については、市が示した案を基本としながら、今後、基本構想策定を進めるよう求めるという結論に至りました。

（４）新庁舎の規模について

新庁舎の規模については、市から、新しい庁舎に必要と考えられる機能と、その機能ごとに必要と考えられる面積が示されました。

当審議会では、これらの機能ごとの面積について、市が示した面積の考え方が妥当であるかの観点から審議を行いました。

ア 既存機能の必要面積

既存機能のうち行政事務機能については、想定職員数とその算定根拠になっていることから、まず想定職員数の考え方について審議を行い、以下の意見が出されました。

- ・人口が減少する見込みであるにもかかわらず、職員数が大きく減少しないという想定は疑問であり、しっかりと職員数の推計を行うべきである。
- ・将来人口の減少を考慮する必要があるが、庁舎整備完了時には、職員数の大幅な変動は見込まれず、実際には福祉部門の職員数は、不足している状況である。
- ・職員のスペースはしっかりと確保する必要がある。

これらの意見を基に、さらに審議を重ね、当審議会としては、想定職員数について、当面の間、大幅な減少までには至らないという市の考え方を概ね妥当と考えるが、その面積については、今後さらに精査すべきであるという結論に至りました。

また、議会機能について、その面積については概ね妥当と考えるが、その利用に当たっては、他の機能との併用も可能とするべきだという結論に至りました。

イ 新たに追加する機能の必要面積

新たに追加する機能について、市からは、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」の実現に向け、市民交流・市民活動支援機能や情報発信機能、さらには、行政と連携が可能な民間窓口機能などが示されました。

当審議会では、これらの機能の必要性については、概ね妥当と認めながらも、民間窓口機能については、その機能全体が必要なのか疑問であるという意見や、市が示した面積は大きすぎるのではないかといった意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新たに追加する機能についての妥当性は理解できるものの、市民にとって庁舎が備えるべき機能を改めて精査し、各機能を果たすために必要な諸室（例えば会議室など）のうち重複するスペースは併用するなど、必要最小限の面積とするべきという結論に至りました。

ウ 全体規模

新庁舎に必要な全体の面積として、市が示した約 37,000㎡については、必要であるという意見が出た一方で、庁舎の規模は流動的なものであるから、整備を進める中で、財政状況を考えながら規模の見直しを行い、必要最小限のコンパクトな庁舎とし、コストを抑えるべきという意見が出されました。

その結果、当審議会としては、基本的には市が示した必要面積に基づいて構想策定を進めてよいと考えるが、今後の整備の中で、財政状況を踏まえつつ、必要な規模を精査するなど、コスト削減の取組を求めるという結論に至りました。

(5) 新庁舎の建設場所について

新庁舎の建設場所については、市から次の3つのエリアが示されました。

- ①現庁舎周辺エリア
- ②買物公園エリア
- ③北彩都エリア

市からは、この3つのエリアが選定されるまでの経過、それぞれのエリアの状況、さらには、エリアの比較などの資料が提出され、それらを基に、どのエリアが新庁舎建設の場所としてふさわしいかについて、さまざまな観点から慎重に審議を行いました。

まず、「アクセス性・市民利便性」に関しては、③のエリアは、新たに開発が進んでいる場所であるが、現状としては、本市の主な公共交通機関であるバスの停留所からは距離があり、周辺に空地も少ないことから、駐車場の確保に課題があること、一方で、①及び②のエリアについては、バスの停留所が近くにあるという点ではアクセス性に優れていること、および、駐車場の確保や、周辺道路の走りやすさという点から、総合的に見て①のエリアが一番優れていると考えられます。

また、「まちづくり」に関しては、新庁舎を建設することで新たな人の流れをつくり中心市街地の活性化を考慮することは必要であるが、行政事務機能がメインとなる庁舎の移転により新たな人の流れをつくることは難しいという指摘、また、大きなまちづくりを考え、各エリアにふさわしい機能を持った建物を分散させて建てるということも考えられるのではないかという意見も出されました。

「防災性、その他の情報」に関しては、①のエリアが、他のエリアに比較して、敷地に余裕があり、周辺道路の幅員も広いことから、万が一の災害の際に対応が容易になる点や、敷地内での建て方の工夫により建設に伴うコスト抑制が可能である点などから、優位にあると評価されました。

以上の点から、当審議会としては、市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「①現庁舎周辺エリア」が適当であるという結論に至りました。

なお、エリア内の建設位置としては、現総合庁舎敷地、または第三庁舎敷地などが考えられるが、実際の建設に当たっては、現庁舎周辺エリアの課題となっている、現庁舎の扱い方、仮設庁舎の建設や引っ越しにかかる費用等について、敷地内での土地の使い方を工夫するなど、出来る限り財政負担を抑制する取組を求める意見が多く出されたところでもあります。

3 まとめ

当審議会での審議について、その経過を含めてこれまで述べてきましたが、改めて、市から諮問のあった項目について、以下のとおり答申いたします。

(1) 庁舎建設の必要性

現庁舎が抱える様々な課題を解決するためには、新しい庁舎の建設が必要である。

(2) 新庁舎の基本理念

基本理念については、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」とすることは妥当である。

ただし、「シビックセンター」については、より市民が理解しやすい言葉で説明を加えるなど、基本構想策定に当たって工夫をすることを求める。

また、基本方針については、市が示した8つの案はいずれも基本理念を達成するための指針として妥当であるが、「基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎」については、以下の3つの観点を盛り込むことを求める。

- ① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。
- ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。
- ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も掲げたい。

(3) 新庁舎が備えるべき機能と役割

新庁舎が備えるべき機能と役割については、市が示した案を基本としながら、今後基本構想策定を進めるよう求める。

(4) 新庁舎の規模

新庁舎の規模としては、市が示した必要面積約37,000㎡は概ね妥当であると考えられる。

ただし、行政機能の算定の基礎となる想定職員数については、当面の間、大幅な減少までには至らないという市の考え方は概ね妥当と考えるが、その面積については、今後さらに精査する取組をするよう求める。

また、他の機能の面積についても、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との

併用も考慮するなど、必要最小限の面積とするよう求める。

(5) 新庁舎の建設場所

市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「現庁舎周辺エリア」が適当であると考える。

なお、エリア内の建設位置としては、現総合庁舎敷地、または第三庁舎敷地などが考えられるが、実際の建設に当たっては、現庁舎周辺エリアの課題となっている、現庁舎の扱い方、仮設庁舎の建設や引っ越しにかかる費用等について、敷地内での土地の使い方を工夫するなどして、出来る限り財政負担を抑制する取組を求める。

4 おわりに

当審議会では、これまで全6回にわたり、諮問された旭川市庁舎整備基本構想について、示された資料を基に慎重に審議を重ねてきました。その結果、全委員の合意を得て、上記の答申を導いたところであります。

新庁舎の建設は、旭川市にとって非常に重要な課題であり、今後数十年にわたって多くの市民が利用する庁舎整備であるだけに、広く、市民の意見が反映されていくことが望まれます。

今後、市は、当審議会からの答申を受けて基本構想案をまとめ、その後、意見提出手続（パブリックコメント）を行い、平成27年度中に基本構想を策定する予定とのことではありますが、新たな旭川市庁舎が、構想どおり、市民でにぎわい、親しまれるものとなるよう、今後の検討に当たっては、より多角的な観点から議論を重ねるとともに、当審議会の答申が積極的に活用され、かつ、十分に配慮されるよう強く求めます。

以上

資料

旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿

(50音順, 敬称略)

氏名	所属団体名等
赤間 結衣	公募委員
安藤 玲	学生自主組織はしっくす 代表
泉 昌成	旭川市PTA連合会 副会長
大野 剛志	旭川大学 准教授
大矢 二郎	東海大学 名誉教授
小畑 忠義	旭川市内農協連絡会議
鎌田 盛紀	公募委員
後藤 幸訓	連合北海道旭川地区連合会 副会長
高津 修	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会 理事長
辻廣 博美	公募委員
蔦井 理恵	一般社団法人北海道建築士会旭川支部
永瀬 充	公募委員
長谷川 淳子	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長
林 徹男	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長
眞壁 利昭	旭川市商店街振興組合連合会 専務理事
松田 一夫	旭川市老人クラブ連合会 副会長
松野 和彦	旭川市中心市街地活性化協議会 副会長
森崎 真美恵	一般社団法人旭川観光コンベンション協会 主事
八重樫 良二	北海道教育大学旭川校 教授
山中 正志渡	旭川市消防団 副団長

資料

旭川市庁舎整備検討審議会検討経過

回	開催日	議題
第1回	平成27年8月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 市長挨拶 ・ 委員紹介 ・ 会長・副会長の選出 ・ 諮問 ・ 議題「会議のルール」 「諮問資料等説明」 「審議日程等」
第2回	平成27年9月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題「庁舎建設の必要性について」 「新庁舎の基本理念について」 「新庁舎が備えるべき機能と役割について」
第3回	平成27年10月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題「庁舎建設の必要性について」 「新庁舎の基本理念について」 「新庁舎が備えるべき機能と役割について」 「新庁舎の規模について」 「新庁舎の建設場所について」
第4回	平成27年11月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題「新庁舎の規模について」 「新庁舎の建設場所について」
第5回	平成27年11月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題「答申書について」
第6回	平成27年12月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題「答申書について」

旭川市新庁舎建設基本構想

平成 28 年（2016 年）3 月

問合せ先
旭川市総務部管財課

〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目
TEL 0166-25-7597